様式第５号（第８条関係）

朝倉市空き家バンク入居希望者登録申請書

　 年 　月 　日

朝倉市長

（申請者）住所

氏名　　　　　 　　　　　　 ㊞

朝倉市空き家バンク制度実施要綱の規定を理解し、同要綱第８条第１項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申請します。

１　希望条件

|  |  |
| --- | --- |
| 希望物件 | □無　□有（登録番号　　　　　　号） |
| 登録理由 | □移住　□二地域居住　□その他（　　　　　　　　） |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 新着情報通知 | □不要　□要（□メール　□ＦＡＸ　□郵送） |
| 入居予定者 | 大人　　　名　　子ども（中学生以下）　　　名 |
| 希望価格 | □売買：　　　　　　　　万円 |
| □賃借：月　　　　　　　万円 |
| 車両の有無 | □無　□有（　　　台） |
| ペットの有無 | □無　□有（　　　　　　　） |
| 入居予定時期 | 年　　月　　日頃 |
| その他 |  |
| 行政区への加入 | □可　□不可 |

２　同意事項

私は、次のことに同意します。

（１）　契約交渉に関する全てについて、朝倉市空き家バンク制度実施要綱第３条第２項の規定により、協会が推薦した協力事業者に調査・仲介を依頼することに同意します。

（２）　空き家の所有者及び協力事業者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。

（３）　空き家バンクに登録する入居希望者の適正確認に際して、市長又は協力事業者が関係者及び関係機関に照会することに同意します。

３　誓約事項

私は、次のことを誓約します。

（１）　空き家の所有者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。

（２）　空き家の所有者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空き家バンクの目的に従って利用し、他の目的に利用しないことを誓約します。

（備考）

（１）　契約成立時に、協力事業者に対して仲介手数料がかかります。仲介手数料については、宅地建物取引業法第４６条第１項の規定により国土交通大臣が定める報酬の額の範囲内となります。

（２）　市は、情報の提供、必要な連絡調整等を行いますが、登録物件の売買又は賃貸借の契約に関する交渉及び仲介並びにこれらに係る苦情、紛争等については、一切これに関与しません。

（３）　暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者は、空き家バンクを利用できません。

（４）　申請書等に虚偽・錯誤により事実と異なる事項があったときその他登録が適当でないと認められたときは、登録を抹消します。

（５）　市は、所有者、入居希望者、協力事業者及び第三者の故意若しくは過失によって生じた損害については、その責を負わないものとします。